

第3章 計画の目標

1. 緑の将来像

(1) 基本理念

基本理念

今治市の緑のまちづくりにおいては、市民一人ひとりが高い環境意識を持ち、市民、企業、行政等の協働の下で、市民共有の財産である自然的環境や歴史的風土を守り、身近なところから緑を生み出し、これらの緑をみんなで育てていきます。

そして、緑のまちづくりがコミュニティの醸成へとつながり、緑のまちづくりを通じて、「住む人が誇りに思うまち」「訪れる人が住んでみたいまち」の創造につなげていきます。

緑は、市民生活を支える社会資本ともいえるものであり、市民の健康と安全、ゆとりと安らぎ、そして魅力あるまちづくりには欠かせません。近年、総人口が減少していく社会情勢の下で今治市が持続的に発展するためには、豊かな自然の中で、市民が豊かさを実感できる生活環境の向上が大切になるとともに、地球規模の環境問題も視野に入れた緑との関わりがこれまで以上に求められます。

また、市域の真ん中を来島海峡が横断し、この海峡を囲んで多種多様な地域を併せ持つ今治市では、美しい多島海の景観に代表される自然的環境や「海のまち」を象徴する歴史的風土が郷土への愛着と誇りを培い、さらには来訪者を惹きつける魅力となります。

本計画は、このように多様な役割を担っている今治市の緑を将来にわたり望ましい姿で保全するとともに、身近なところから新たに生み出すことを目指すものです。そのため、市民・企業・行政など様々な主体が協力し連携することが必要です。

(2) 緑の将来像

計画のテーマ

緑豊かな海響都市 いまばり

ー海と山、今と昔、人と自然のつながりをめざしてー

緑の将来像

① 海と山のつながり

● 山から海に至る健全な自然の水循環が維持されています。

- ・ 健全な自然の水循環とは、緑が大地に水を蓄え、空から降った雨が“ゆっくり”と山から海に流れることです。このような水循環を維持するため、市民の水源地である豊かな森林が健全な姿で受け継がれ、河川を介して豊かな海を育んでいます。
- ・ 山と海をつなぐ河川沿いには、広がりのある農地や公園緑地、緑豊かな市街地など、多様な緑が保全、創出されています。

② 今と昔のつながり

● “海のまち”である歴史が緑とともに継承され、まちの魅力が高まっています。

- ・ 今治市固有の歴史と文化を育んできた緑が健全な姿で受け継がれ、市民の憩いの場としての利用や観光振興等にも役立っています。
- ・ 新たな今治らしさを象徴する、豊かな自然や歴史・文化を生かした緑の空間が形成され、まちの個性や魅力をつくっています。

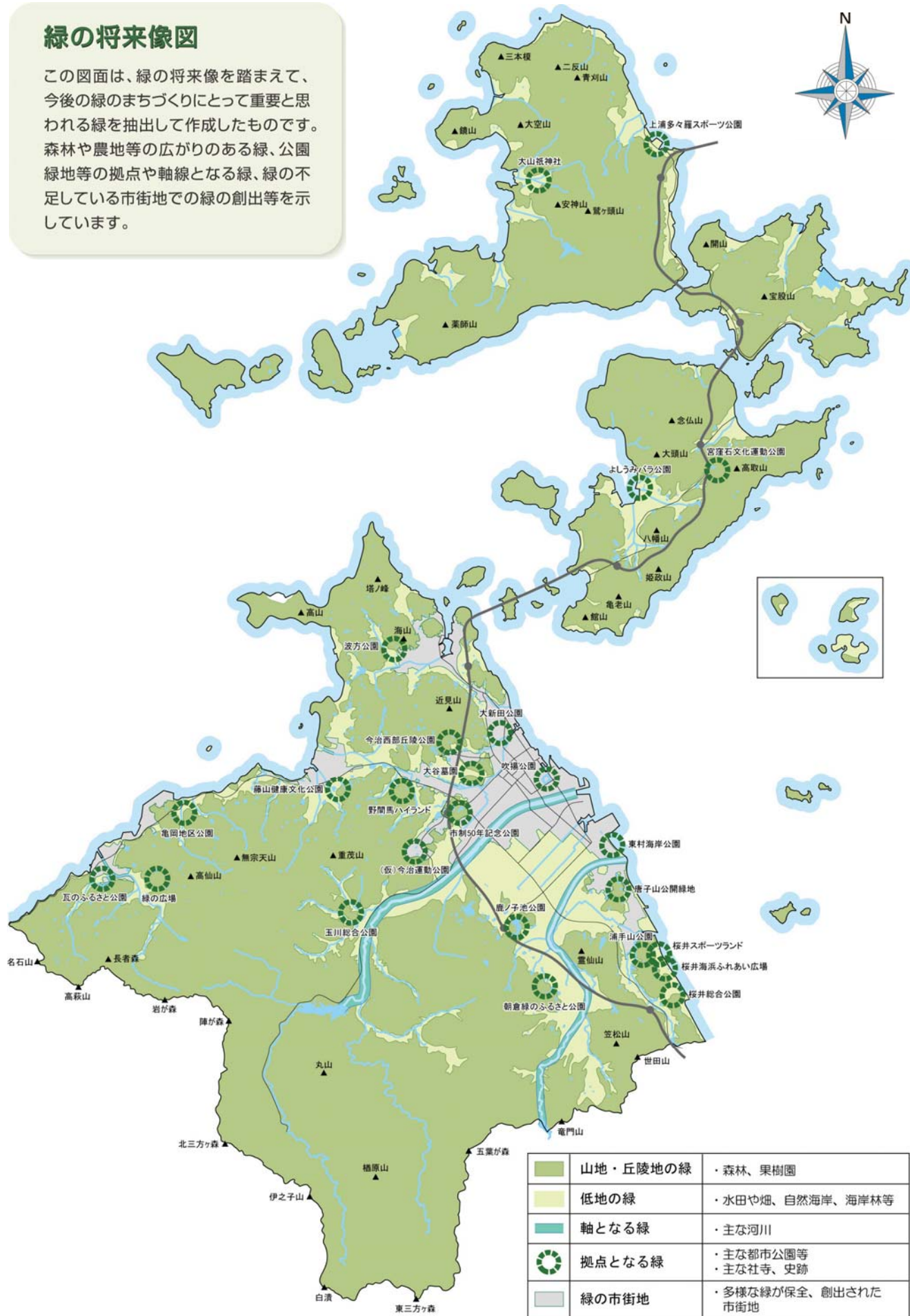
③ 人と自然のつながり

● 原風景をつくり、多様な生き物を育む里山の保全に向けた取組が行われています。

- ・ 様々な人との関わりの中で維持されてきた里地里山の大切さを見直し、変わりつつある今治市の原風景と生物多様性の保全、回復に向けた取組が行われています。
- ・ 自然とふれあえる空間づくりなど里山の環境整備が進められ、希少な動植物の生育・生息環境が保全されています。

緑の将来像図

この図面は、緑の将来像を踏まえて、今後の緑のまちづくりにとって重要と思われる緑を抽出して作成したものです。森林や農地等の広がりのある緑、公園緑地等の拠点や軸線となる緑、緑の不足している市街地での緑の創出等を示しています。



【緑の将来像】

2. 計画の基本方針

市民参加・協働、緑の保全と都市緑化、都市公園等の整備、今治らしい風景や歴史的風土の保全等について、緑の将来像を実現するための基本的な考え方を基本方針として設定します。

基本方針1. 市民と協働で緑のまちをつくる

地方分権が進み、地域の創意工夫を生かした市民主体のまちづくりの取組がこれまで以上に求められている中で、緑のまちづくりに対する市民の参加意欲も高まりを見せています。

また、厳しい財政状況や市民ニーズが多様化する中で、効果的に緑を保全、創出し、育成していくためには、市民、企業、行政等が役割分担しながら、ともに取り組んでいくことが不可欠となっています。

今後は、こうした動きと連携しながら、まちの使い手である市民との協働による緑のまちづくりを積極的に推進していくことで、企業等の地域に関わる多くの人々が参加し、様々な主体の協働による息の長い取組を目指していきます。

そのため、市民一人ひとりが緑に対する愛着心を育み、市民をはじめとした様々な主体が緑のまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを進めます。

基本方針2. 潤いと快適を支える緑の基盤をつくる

これまでの人口・経済ともに右肩上がりの成長を前提とした「都市化」の時代から、「地球環境」や「都市の成熟化」の時代へと変わりつつある中で、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりが望まれています。

自然的環境を構成する緑は、水源の^{かんよう}涵養、地球温暖化防止や生物多様性の保全など、環境保全上極めて重要なものであり、これらを健全な姿で受け継いでいくため、山地・丘陵地の樹林地をはじめ、河川、ため池等の水辺地や農地、海岸林、社寺林等の適正な保全・育成に努めます。

また、公園・緑地、道路、河川、学校等の公共空間の緑化と併せて、個々の住宅から商業施設や工場に至るまで、市街地の緑の量的拡大や質的充実を図り、人と自然が共生し、潤いがあり快適な生活環境を支える緑の基盤づくりを進めます。

基本方針3. 安心とゆとりを支える緑の拠点をつくる

都市公園等の公園・緑地は、市民のゆとり、健康づくりを支える緑の拠点として利用されているとともに、予期せぬ災害が発生した場合の安全を確保するうえで重要な役割を果たします。

また、少子高齢化が確実に進行している社会情勢の下、都市公園等の公園・緑地は、社会全体で子どもを健全に育てていくための育児空間や高齢者の社交空間であり、地域の交流の場として必要不可欠なコミュニティ施設となっています。

今後は、市民が日常的に利用する住区基幹公園等の身近な公園については、良好な子育て環境や高齢者の憩いの場となるよう質的な充実を重視していくとともに、人口動向等を踏まえつつ量的な拡大についても継続して取り組みます。

また、多様な市民活動やスポーツ・レクリエーションニーズに対応する大規模な都市公園等についても整備・充実を図り、市民一人ひとりが安らぎと生きがいを持ちながら、健やかに安心して暮らせるよう、これを支える緑の拠点づくりを進めます。

基本方針4. 今治の誇りとなる緑の空間をつくる

瀬戸内しまなみ海道の開通によって、中四国の交流拠点として発展が期待されている今治市においては、多くの人々が訪れる魅力あるまちを目指していくために、まちの個性や魅力を緑とともに高めていく必要があります。

そのため、今治市のみならずわが国の優れた国土美として欠くことのできない名勝地、海事文化を物語る歴史的建造物や城跡等の史跡、さらには四国霊場 88 か所の札所寺院とへんろ道など、海とともに発展してきた歴史を持つ今治市において、これら先人達が培ってきた海にまつわる風景や樹林地等の緑と一体となって醸し出す歴史的風土を健全な姿で受け継いでいくとともに、交流・観光資源として活用を図ります。

また、今治港をはじめ、今治駅、瀬戸内しまなみ海道等の出入り口周辺は、今治市の玄関口として、まちのイメージを直感しやすい場所であることから、訪れる人をもてなし、多くの人々が集い交流する緑の空間づくりを進めます。

3. 計画のフレーム

① 人口の見通し

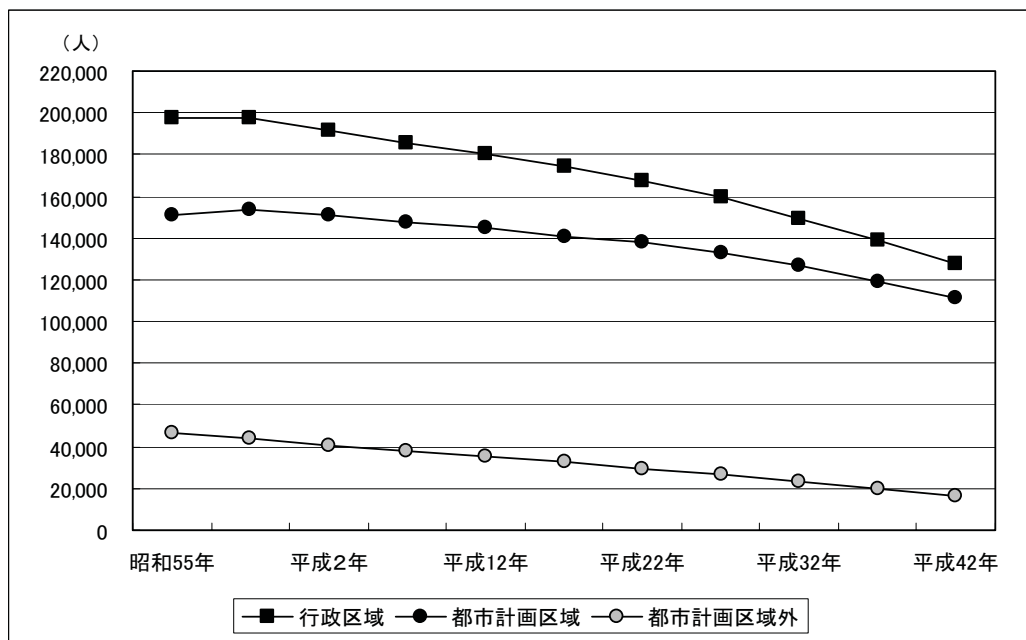
「今治市総合計画」における将来人口推計結果に基づき、目標年次における人口を次のとおり設定します。

【人口の見通し】

単位：人

	平成 17 年	中間年次 (平成 32 年度)	目標年次 (平成 42 年度)
行政区域	173,983	149,500	127,900
都市計画区域	141,007	126,500	111,600

資料：平成 17 年人口は国勢調査



【人口の見通し】

② 市街地の規模

将来人口の減少が予想されることを踏まえ、目標年次における市街化区域等の面積は現状の規模を維持するものとし、次のとおり設定します。

【市街地の規模】

単位：ha

	平成 17 年	中間年次 (平成 32 年度)	目標年次 (平成 42 年度)
市街化区域等の規模	2,477.7	2,477.7	2,477.7

注：市街化区域等には、今治広域都市計画区域の市街化区域及び菊間都市計画区域の用途地域が指定されている区域が該当する。

③ 住区の設定

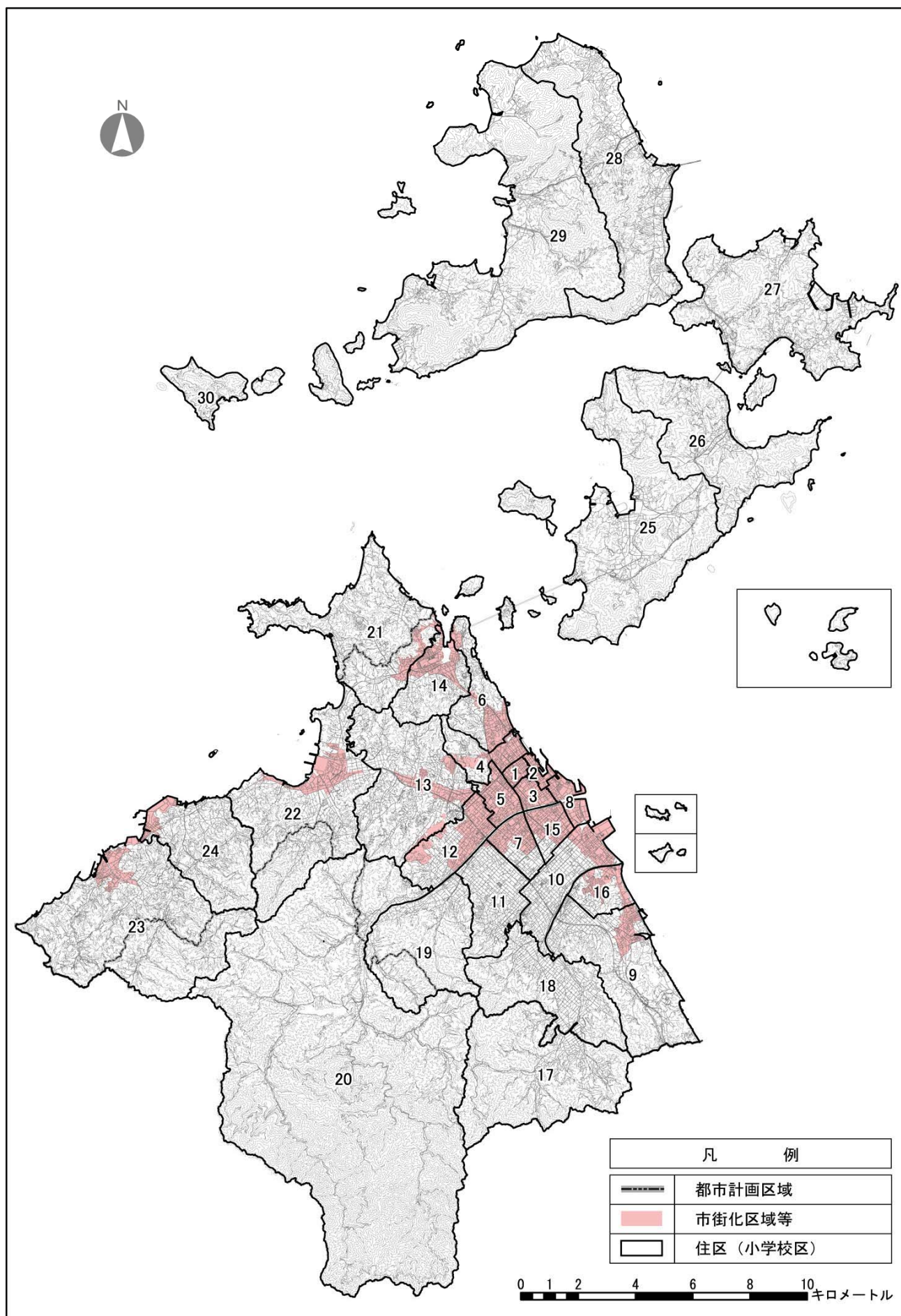
住区とは、身近な公園の整備を検討するための基本単位となるものです。本計画では小学校区を住区として設定します。

【住区の設定】

単位：ha、人、世帯

住区 番号	住区名称 (校区名称)	面 積	人 口	世帯数	備 考
1	今治	58	2,671	1,088	
2	美須賀	125	2,700	1,241	比岐島分校含む
3	日吉	105	3,978	1,692	
4	別宮	312	7,355	3,235	
5	常盤	190	11,261	5,019	
6	近見	486	7,590	3,089	
7	立花	249	9,248	3,868	
8	城東	144	4,225	1,839	
9	桜井	1,364	9,778	3,609	
10	富田	622	11,367	4,238	
11	清水	632	7,337	2,712	
12	日高	518	9,587	3,779	
13	乃万	1,569	8,181	3,055	
14	波止浜	629	6,042	2,438	
15	鳥生	206	8,299	3,414	
16	国分	276	5,661	2,119	
17	上朝	1,925	1,625	579	
18	下朝	1,202	3,191	1,068	
19	鴨部	1,239	2,538	888	
20	九和	9,151	3,111	1,109	
21	波方	1,572	9,426	3,322	
22	大西	1,883	8,704	3,170	
23	菊間	2,651	4,890	1,860	
24	亀岡	1,046	2,273	823	
25	吉海	2,772	4,399	1,873	
26	宮窪	1,839	3,391	1,267	
27	伯方	2,086	7,328	2,978	
28	上浦	2,232	3,385	1,509	
29	大三島	4,334	3,769	1,782	
30	岡村	552	673	352	
合 計		41,969	173,983	69,015	

資料：人口及び世帯数は平成 17 年国勢調査（ただし、住区別の集計は参考値）



【住区の設定】

4. 計画の目標水準

計画全体に係る基本目標として、市全体における緑の総量目標を設定します。

また、本計画に基づく施策の推進に当たり、その効果を市民が実感できる目標・指標として、重点目標を設定します。

■ 目標・指標に期待される役割

緑の基本計画は、長期的な観点から緑のまちづくりの取組の方向を定めるものです。このような長期的な計画では、まず、計画で実現すべき目標を設定し、あわせて目標の達成状況が客観的に評価できるよう、できるだけ数値化した指標を設定することが重要と考えます。

また、このような目標・指標の設定により次のような効果が期待されます。

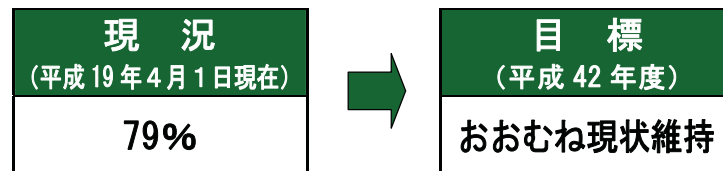
- ・ 計画の進捗状況を定量的に把握し、計画全体の進捗状況の評価に活用することで計画の実効性を高めます。
- ・ 目標・指標を提示することにより、緑の基本計画で今後、優先的・重点的に取り組む施策の考え方を市民に分かり易い形で示すことができます。
- ・ 目標・指標を提示することにより、市民、企業等の各主体に自発的な取組を促すメッセージを送るという役割が期待されます。

(1) 基本目標

- 恵まれた自然的環境や歴史的風土を将来にわたって保全し、身近な緑の創出に取り組むことにより、現在の市域面積に対する緑の量を維持します。

【指標】

- ・ 市全域における緑の割合



(2) 重点目標

目標1 公園等の緑を市民とともに育む

【指標】

- ・ 緑の保全、管理における市民、企業のボランティア活動数

■市民、企業ボランティアの活動団体数

現 況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)	目 標 (平成 42 年度)
37 団体	67 団体

■企業の森林づくり活動への参加企業数（累計）

現 況 (平成 19 年 8 月 22 日現在)	目 標 (平成 42 年度)
1 企業	7 企業



● 指標の定義

- ・ 市民、企業ボランティアの活動団体は、アドプト制度等により、関係機関や今治市と身近な緑の管理を中心とした活動協定を締結した団体及び、緑の少年団をいいます。
- ・ 企業の森林づくり活動への参加企業は、土地所有者や関係機関、今治市と森林づくり活動協定を締結した企業をいいます。

● 指標として定めた理由

- ・ 市民、企業と協力して、緑を保全、管理していくための指標です。
- ・ 市民生活に密着した身近な緑の管理は、地域ぐるみでの活動がしやすく、そのような活動を通じた緑とふれあう機会の拡大は、緑の質の向上に加えて、市民の緑化意識の高揚、コミュニティの醸成や活性化にもつながります。また近年、環境問題への関心が高まっている中で、企業の社会貢献活動による緑づくりへの参画が期待されます。そのため、この指標としました。

目標 2

身近な公園の市民満足度を向上させる

【指標】

- ・ 身近な公園の再整備箇所数

平成 42 年度までに 40 箇所整備



● 指標の定義

- ・ 市民の日常的な交流の場や遊びの場となる住区基幹公園及びこれに準ずる公園で、平成 19 年 4 月 1 日以降に再整備する箇所数をいいます。（再整備にはバリアフリー化を含みます。）

● 指標として定めた理由

- ・ 良好な子育て環境や高齢者の憩いの場となる公園を充実させ、身近な公園に対する市民の満足度を向上させるための指標です。
- ・ 将来人口の減少が見込まれる今治市では、公園の量的拡大を目指す考え方を転換し、新規整備から既設公園を有効活用した質の向上に重点的に取り組みます。そのため、良好な子育て環境や高齢者の憩いの場となる身近な公園の充実については、既設公園の再整備を基本とし、この指標としました。

目標 3

市民が主体的に取り組む緑化を進める

【指標】

- 市街化区域等における緑化された住宅等の割合

現 況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)	目 標 (平成 42 年度)
59%	63%



● 指標の定義

- 市街化区域等における建築物数のうち、生垣や庭木等により敷地内が緑化されている建築物数及び屋上が緑化されている建築物数が占める割合をいいます。(建築物数は、一敷地を一建築物として取り扱います。)

● 指標として定めた理由

- 市民の緑化意識の高揚と、市民が主体的に取り組む緑化を進めるための指標です。
- 市街地において、景観の向上や緑の豊かさを市民が実感できるためには、持続性が担保された緑の増加だけでなく、各家庭等における身近な緑の充実が必要です。また、各家庭等における緑づくりを実践する人が増えることは、緑に関心を持つ人が増える証ともいえます。そのため、この指標としました。

目標4 市街地の緑を守り、増やす

【指標】

- ・ 市街地における“永続性のある緑*1”の割合（緑地率）

現 況 (平成19年4月1日現在)	目 標 (平成42年度)
8 %	10%



● 指標の定義

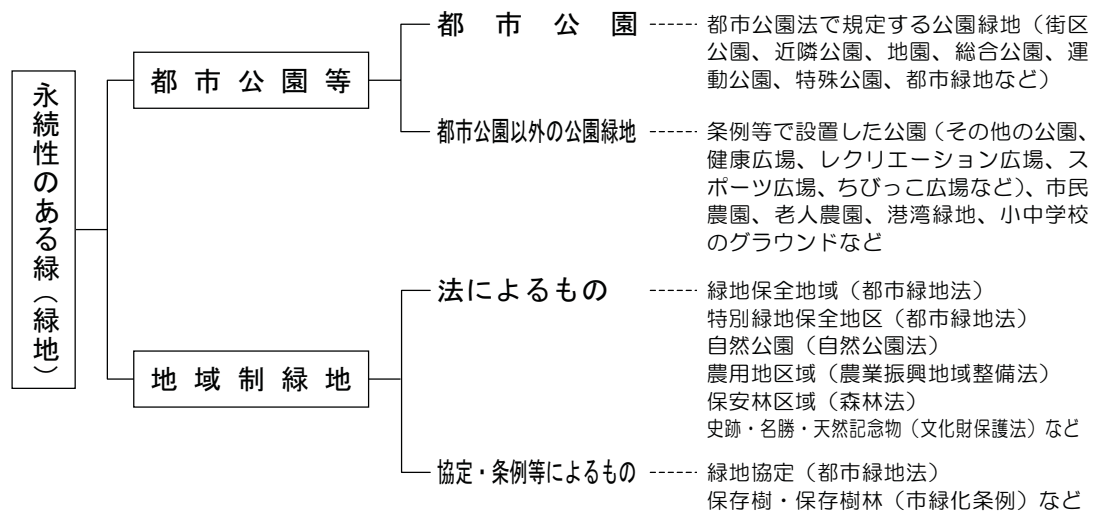
- ・ 都市公園等の整備または土地利用規制により確保される“永続性が担保された緑”（緑地）の合計面積が、将来市街地面積に占める割合をいいます。
- ・ 市街地における実質的な緑地の確保目標水準*2とするため、将来市街地に接した周辺地域の緑地を含みます。

● 指標として定めた理由

- ・ 緑の不足している市街地の緑を守り、増やしていくための指標です。
- ・ 市街地の緑は、開発により失われやすいものであるため、永続性が担保された緑の割合を増加させることが重要です。そのため、この指標としました。

* 1：永続性のある緑

- ・ 本計画の対象とする緑の内、永続性のある緑は大きく「都市公園等」「地域制緑地」に区分できます。これらを「緑地」として定義しています。
- ・ 都市公園等とは、公有地化など土地の権限を取得して設置される公園緑地等をいいます。地域制緑地とは、土地の所有に関わらず法律等に基づき地域を指定して、樹木の伐採など一定の行為規制により確保される緑をいいます。
- ・ 一方、永続性が担保されていない緑としては、民有地の植栽地や市街化区域内の農地、樹林地等があげられます。



注：永続性のある緑としては、上記のほか、道路の植樹帯や学校等の公共公益施設の植栽地も該当するが、これらの緑は、当該目標の現況量及び目標量（緑地率）には含めていない。

* 2：市街地における実質的な緑地の確保目標水準

- ・ 市街地で確保すべき“永続性のある緑”（緑地）の目標水準は、実質的な市街地の緑地の目標水準を示す次の算定方法により、目標量を設定します。（現況量も同様の考え方で算定します。）

$$\text{緑地率} = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}$$

将来市街地面積 $\left\{ \begin{array}{l} \text{市街化区域面積} \\ \text{（今治広域都市計画区域）} \\ \text{用途地域の指定されている区域面積} \\ \text{（菊間都市計画区域）} \end{array} \right.$